

事業主の皆様へ

(松本市国民健康保険からのお願い)

健診結果の提供について

★ 特定健診とは

平成20年度より生活習慣病予防対策として各医療保険者に「特定健診」及び「特定保健指導」の実施が義務づけられています。

松本市国民健康保険では加入者の皆様に特定健診を受診していただき、その結果から生活習慣病予備軍を早期に発見し、改善指導することで生活習慣病になるリスクを減らし、将来の医療費増加の抑制を図っています。

■ お願いしたいこと

松本商工会議所会員の皆様が行う健康診断（ヘルスの日）は、松本市国保の特定健診の規定する検査項目を網羅していることから、特定健診を受診したものと見なすことができます。

そこで事業主様に40歳以上で松本市国民健康保険にご加入の従業員の健康診断結果の提供をお願いします。

■ 提供するメリットは

提供いただきますと健診結果に応じて、市の保健師による保健指導（無料）をご利用いただけますし、生活習慣病予備軍の方には、生活習慣改善のための特定保健指導も実施しています。

■ どうやって提供すればいいの？

健診結果を提供いただける場合は、お手数ですが松本市役所保険課までご連絡ください。

■ お問い合わせ

松本市健康福祉部 保険課 TEL 34-3203